九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

分権型社会の政治的位相 : ローカル・イニシアティブの政治的構造

藪野, 祐三
九州大学大学院法学研究院教授

https://doi.org/10.15017/16429

出版情報：政治研究. 51, pp.1-26, 2004-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

分権型社会の政治的位相

――ローカル・イニシアティブの政治的構造――

藪野祐三

一　分権をめぐる二つの概念
二　公的領域の中の分権
三　私的領域の中の分権
四　現代社会の中の分権

一　分権をめぐる二つの概念

このペーパーは地方分権と分権型社会の相違を明確にし、現代社会を包括する概念としての分権型社会のあり方を、政治学的に分析することを目的としている。二〇世紀末から、地方分権論議がさかんになり始めたものの、地方分権論議は必ずしも市民の大きな関心の的とはった訳ではない。その理由として、分権には地方分権と分権型社会の二つの種類が存在し、その二つの区分を画定しないまま、地方分権が語られている点にある。問題は、地方分権を包括する分権型社会の概念について、今一度正確に理解する必要性にある。

そこで地方分権、あるいは分権型社会が意味する「分権」の意味はひとまず置くとして、「社会」そのものについて、分析を加えることから始めよう。社会とは一定の容器に過ぎないのではないかという感慨に襲われる。というのも、社会は「社会」として単独で使用されることの少ない用語であり、多くの場面で社会の構造を明示する概念と一対になって使用される場合が目につく。例えば、封建社会、近代社会という歴史的な概念についても、時代を特定する封建、あるいは近代という時代社会を形容する言葉とともに使用される。

封建時代や近代という時代を特定するだけではない。現在においてさえ、産業社会、脱工業社会、情報社会など、社会はその構造を明示する概念をともなって明確になる概念であることには変わりはない。政治学的に見ても、社会は階級社会、あるいは市民社会など権力との相関で内容を規定しようとする思想は、政治思想の歴史そのものを現している。

当然、社会という概念自体が無内容で、それ自身、容器にすぎない訳ではない。しかし社会学辞典を見ると、社会とはそれ自身、容器のように説明されている。例えば、「多様な概念があって、抽象的には人間結合ないし生活の共同一般を、具体的にはさまざまな集団生活や包括的な全体社会（国民社会）を、理念的には国家と対立し人類大の広がりをもつ市民社会を、歴史的には一定の発展段階にある社会体制ないしは社会構成体を意味する」[1]と定義されている。

このように容器に過ぎないと見なされる社会にも一定の構造が存在し、その存在の構図が、それぞれ地方分権や分権型社会という形態を取っている。その意味で、分権型社会という構造が、地方分権をも包括的に現在の社会状況を規定

しているのではないかという経緯を分析することが、このペーパーの目的をなしている。

では分権という概念は政治的な概念なのか、経済的な概念なのか、あるいは社会的な概念なのか。分権それ自身、きわめて恣意的な概念であり、政治の場面においても分権を社会の構造として明示することができるし、また経済的にも、そして社会的にも明示することができる。その相違は何を明らかにするかという分析者側の意図にきわめて大きく依存しているといえよう。しかし分権型社会を政治学的に分析する場合、社会の構造を、権力関係を中心に分析する必要性がある。[2] ただ権力関係といっても、その理解の方法は複雑多岐にわたり、権力自体を確定することそれ自身が大きな問題だといえよう。[3] そこで、支配と被支配の関係を基礎として、支配のための資源を独占する力を権力と定義しておくことにしよう。[4]

ところで、分権の概念自体は決して新しいものではない。一八世紀以来の民主主義を振り返ってみても、そこには権力の分権（分立）を求める思想が堅固に存在していることが確認できる。例えばイギリスの名誉革命以来、王室と議会が権力の分立を果たしたとされている。名誉革命は議会制民主主義の出発とみなされているが、それは同時に行政権と立法権の分離を画定した革命であったことも、銘記しなければならない。この過程では、権力は分立化されている。[5]

さらに経済の世界においても、自由放任主義の思想は経済権力が集中化しないことを前提とした思想であり、その結果、独占禁止の考を生み出している。その限りにおいても、経済権力の分散化が求められてきたといえよう。[6]

しかし現在問題にされている「分権」は「分立」ではない。では、分権と分立の概念の相違を明確にするには、どのようにすればよいのか。このことは英語で表記することによって、具体的に明らかにすることができる。権力分立は英語表記では、separation of power となっている。権力分立とは、立法権と行政権、さらに司法権が一つの力に集中化してはいけないという意味で、権力の機能を分散化しようとした試みであることはいうまでもない。この権力の効率化と権力の分立化は、近代の政治の歴史そのものを形成している。例えば、ヒトラーを中心とする政治勢力は権力の効率化を求めて独裁政権を敷いたし、このような権力のあり方は全体主義として厳しく批判されてきた経緯がある。[7]

さらに社会主義ソ連にあっても、共産党の独裁政権が持続するなかで、共産主義を何らかの意味で批判する人々は、

民主主義には単に権力の分立化だけに留まらず、政党の自由化までも保障する必要性を求め始めた。単に憲法上での権力の分立、すなわち立法権、行政権、司法権の分散化だけに留まらず、立法権を担う政党のあり方についても、政党の独裁（集中化）を排して、政党の分散化（非集中化）を求めてきたのであり、その具体的形態は、多元主義、あるいは多党制、さらには連立政権という制度設計によって保障されると考えられたのだ。[8] さらにいえば、地方分権論議も中央政府に対する権力の集中を排斥する意味で、民主主義の基本とされた。地方自治は民主主義の学校であるとまでいわれた歴史を回顧すれば、地方分権もまたどれほど民主主義の基本的条件であるかが理解できる。[9]

しかし現在の分権型社会という概念は、決して権力分立（separation of power）だけを意味している訳ではない。この点にこそ、もっと大きな政治的関心が払われなければならない。では分立に対して分権は、どのような英語表記が高い頻度で使用されているのだろうか。現在、分権を表す英語として、権力分立に代わって非集中化（decentralization）が、より多く使用されていることに気づく。[10] というのも、権力分立だけでは、その分析対象の範疇から、意識的であれ無意識的であれ、取り残される問題が今日的状況の中で山積しているからだ。その意味で、権力の「分立」では包括できない状況を説明するためにこそ、権力の「分権」（decentralization＝非集中化）が使用されているといえよう。

典型的には、都市への集中化現象は、世界のいたる所で発見できる今日的現象にあたる。例えば、東京の一極集中が上げられる。東京都を含む神奈川、千葉などの近隣諸県を含めれば、すなわち大東京圏という概念を使用すれば、約四〇〇〇万人の人々がこの地域に居住している。さらに韓国にあっても、人口の約四分の一が首都ソウルに住んでいるし、同じように、タイのバンコクもまた都市の集中化が激しい。[11]

このような都市の集中化は、とりわけ都市計画の問題であって、従来政治学が備えてきた民主主義の範疇では問題となりえないことがらだとみなされてきた。日本でも、韓国でも、そしてタイでも、権力分立という民主主義の制度は一応の完成を見ているし、その限りにおいて、これらの国家は民主主義の国家を形成している。しかし都市の集中化は、やはり集中化現象として政治問題化せざるを得ない今日、このような都市の集中化は、そのまま情報の集中化も帰結させるし、加えて雇用の集中化という現象も付随させてくる。地方都市は過疎化し、逆に首都機能は集中化してくると同

時に、この問題は政治、経済、社会のあらゆる面で一種の病理現象として理解され始めているといえよう。すでに述べたように、支配と被支配の関係で、支配するための資源が独占される形態をもって、権力関係と規定したが、集中化した都市は政治、経済、社会の多くの資源を独占し、首都以外の地域を支配することに繋がるからだ。[12]

では、権力の分立と権力の分権をどのように区分すればよいのだろうか。政治学はこの点に関して、それほど注意深く取り組んできた訳ではない。当然、都市社会学や都市政治学の分野で、集中化の問題は今日的状況の中で、鋭くメスを入れられてきたことは否定できないにも拘わらず、分権型社会の政治学的意味は今日まで必ずしも明確にされてはこなかった。

一般に社会的な現象は構造的次元と、状況的次元という二つの次元で具体化してくる。[13]では、構造と状況はどのように異なるのだろうか。例えば、人間は役割の中で生活している。役割が与えられているために、一面では人生をドラマと捉え、生活を劇場とする思考もまた、一定の妥当性がある。しかし役割は、ある程度固定化されているというのが通念でもある。政治家の役割、実業家の役割など、衣装にも等しい役割を人々は身にまとう。一人の人間は、家庭では家族という役割を担い、通勤電車では、消費者という役割を担う。さらに職場では従業員という役割を担うことによって、一日の生活を終える。人々は裸の人間に対して生身の状態で接触することは、きわめて心理的に負担が大きい。その意味で、生身の人間ではなく、その人が身にまとう役割を通して人々は一定の交渉を実現していくものであるというのが、社会学的な人間関係の分析の基礎となってくる。そこに、古典的にミードが呼んだ「役割期待」という概念が実感を帯びて登場してくることになる。[14]

この役割は、一定程度固定化され、構造化されている。日常的に、わたしたちは役割を通して人を判断するのであって、決してその逆ではない。このように役割が固定化され、構造化されている。その限りにおいて、人間関係は構造化された所与の役割を担っていく。その意味で、構造とは期待された役割の集合体と考えることができる。しかし役割を通してのみ、人間関係は成立している訳ではない。例えば、旅先で道を歩く人に方向を尋ねる場合、そこには確かに情報を与える人（通行人）と、情報を受ける人（旅人）という役割の関係が存在していることは否定できない。

しかし道行く人々は構造化されたシステムの中で、つねに情報提供者として存在し続けることは決してない。そうではなく、道を尋ねられたという瞬間的な状況的条件の中で、情報の提供者という役割を担い、道を失った旅人が情報の需要者としての役割を担に過ぎない。その意味で、この両者の関係は、決して構造的に固定化してはいない。情報の受け手であった旅人は条件が異なれば、すなわち自分の町に戻れば、今度は旅人に道を聞かれる立場に変わる場合も多く見つけられる。情報の提供者（与え手）と情報の受益者（受け手）は、条件によって相互に異なってくる。この関係を典型的に、状況と呼ぶことができる。

再び分権に戻れば、権力の分立化は構造化された権力制度の中での力の分散を求めていると考えることができるのに対し、権力の分権は状況化された権力条件の中で分散を求めるイデオロギーだといえよう。そこで一定の定義を与えれば、状況化された分権とは、なんらかの状況の下で、一部の人々や組織が権限、情報、雇用などの資源を独占してはならない社会を意味している。例えば、情報化社会の間で、情報の与え手と受け手の関係は状況によって大きく異なってくる。[15] 医療において、医師は医療情報という資源を独占しており、患者は医療情報という資源をもたない。しかし医療情報という資源を保持した医師が、医療政策の情報について、開示を求めて行政と対峙する場合、[16] 医師という情報の与え手は、今度は逆に行政からの情報の受け手となってくる。

さらに高齢化社会の中で、介護する人が介護される側に回る。介護する人に一定の介護の与え手としての資源が付与されているとするなら、同一の人が介護される側に回る条件では、資源を失ってしまう。すなわち、介護という資源の受け手に回るのだ。あるいは、生涯学習が叫ばれる時代にあって、教育現場での教育情報という資源の与え手（教師）は、夜間に語学学校の教育情報の受け手（生徒）に変わる。

このような日常の場面における資源を考えてみた場合、資源を保持する側（与え手側）は、そのまま資源を保持しているという意味で、資源の独占化を図っており、その結果、資源という権力を担保していることになる。通常、このような資源配分を権力関係とは考えないものの、資源の独占化が、支配構造の基盤である限り、このような日常での資源の独占化は、権力関係を構成してくることにつながってくる。このような事例からも判断できるように、権力という抑

圧の装置が実は構造化された権力システムの中だけで問題にされるのではなく、状況化された関係の中でこそより実感をもって権力を感じさせる条件が新たに出現し始めている。状況化された関係での権力関係という、まさにこの条件こそ、分権型社会の基礎をなしている。

と同時に、この状況化された関係は、公的領域にも私的領域にも明示的に立ち現れてくる。[17] そしてまた、この条件こそ、分権を現代の状況で分析する意味をもたらしている。そこで、公的領域、私的領域の双方の領域の中で、分権がどのように作動しているのか、そのことを中心に分析を加えてみることにしよう。

二　公的領域の中の分権

以上のような定義からすれば、分権にも二つの種類が存在することを確認することができる。その一つは、権力分立に見られる構造的分権であり、他の一つは分権型社会に見られるように状況的分権だ。今日、まさに問題となっているのが、この状況型分権であり、その限りにおいて分権型社会とは、すぐれて状況的分権を指している。

近代の政治史は、構造的分権を中心にすすんできたといえる。階級闘争にしろ、市民運動にしろ、求めていたものは権力の奪取であった。しかし二一世紀の現在、権力の奪取以上に、生活の個々の場面で権力の分権（分散）を必要としている状況が多くなっている。一般に現代では、選挙への関心の低さをもって政治的無関心が拡大したともいわれるが、単純にそのようなことがいえるのだろうか。選挙は政策の選択を求めて戦われる場であることには違いはない。しかし多くの政党は政権という権力を奪取することを求めており、その限りにおいて市民は権力の奪取などにはそれほどの関心を示してはない。他方、社会の革新を政治と見るなら、隔世の感をもって広がるＮＧＯやＮＰＯの運動は、必ずしも政治的に無関心である訳ではない。いやむしろ、政治的に関心が高いとさえいえるかもしれない。その彼らが関心を示さないのは政権の奪取を目指した選挙に対してであって、政治には大きな関心がある。[18] これらの人々は、生活の具体的な局面で自己決定を求めている。その意味で、これらの人々は状況化された政治の中で分権を求めているといえよう。

この経緯を、いま少し跡付けてみることにしよう。

問題は、この分権の思想は、公的領域にも、私的領域にも横断して見つけ出すことができるという点にある。[19] では、公的領域における分権はどのような位相運動を繰り返してきたのだろうか。近代史の文脈でいえば、公的領域とは国家によって独占された領域を指していた。公的領域にも、様々な位相があり次元があり特質がある。そのことをさておいても、わたしたちの意識は、公的領域とは国家が独占している物理的、あるいは精神的領域だと考えてしまう隘路に陥っている。

国家が独占する公的領域には、テキスト風にいって他の公的領域とはおのずとことなった属性が存在している。アダム・スミス的にいえば、軍事力や、司法権、これに公共事業がそれにあたる。[20] そのため、市民的感覚の中には、国防、司法、公共事業といった働きは国家が独占しているという一般的な判断が存在する。[21] 考えてみれば、国防や司法といった機能、特に軍備などのような機能は、物理的暴力を独占しているし、司法のような機能も身柄の拘束という自由の剝奪を決定することを基本的な働きとしている。その結果、わたしたちの感覚の中で、国家が公的領域の独占形態であるという認識が一般的となっているし、自由の抑圧が公的領域の働きだと思いがちだ。

しかしこれら物理的強制力を持つ公的領域に対して、分権が求められてきたこともまた、否定しがたい事実に属している。例えば、社会主義思想の原型となった一八七一年のパリ・コミューンにしても、国家からの独立を求めた都市の運動であった。このように国家から分権を求める運動は、決して新しいものではなく、近代国家の成立とともに存在していたといえよう。ただ注意すべき点は、これらの反国家的な組織や運動は、必ずしも物理的暴力装置を保持した訳ではない。そのため、暴力装置を保持した国家権力の前に崩壊していった市民運動は、数限りなく存在しているともいえる。[22]

このような分権は、もちろん構造的分権を意味しており、権利主体のあり方を市民に求めようとした思想であった。その限りにおいて、構造的分権を求める運動は市民運動という形態を取り、その担い手は市民であり、そして構築されるべき社会は市民社会であった。市民は、この文脈からいって、公的領域を担う大きな担い手の一つとして位置づけら

れていると同時に、「国家的公」に対して、「市民的公」を求めてきた。

例えば、ハーバーマスの『公共性の構造的転換』を見ても、国家的公共性に対して、市民的公共性の思想が問われていることから理解できるように、市民は公的存在として位置づけられている[23]。従来、市民社会論は国家支配に対抗するために独自に、そして自立した統治のシステムを創造しようとする思想であった。国家と市民、あるいは国家と個人という構図も、そこに描かれている図式は個人としての市民は当然としても、市民自治を担う集団としての市民、あるいは自治組織を形成する団体としての市民が包摂されていたに違いない。さらに権力から自立した個人主義というイデオロギーの確立が、これらの市民によって求めたことも付け加えなければならない。このように、構造的分権化は民主主義の歴史そのものであったし、加えて市民的自由の獲得の歴史そのものであったといえる[24]。

しかし現在問題になっている分権型社会論は、構造的分権化ではなく、状況的分権化を問題としている。その意味で、分権型社会とは本来この状況的分権化と等価であって、状況的分権化の働きを明示するために、今日的に分権型社会という概念を必要とし始めているといえよう。この経緯にこそ、もっと大きな関心を払い、加えて大きな時代の転換を感じ取る必要がある。

では状況的分権化、すなわち分権型社会とはどのような状態を意味しているのだろうか。端的にいえば、構造的分権化は役割の固定化の中で問題とされ、この固定化された役割の分権化、すなわち権力、情報、富などの資源の集中化を阻止しようとした思想であった。その場合、権力と市民の関係は固定化された構図の中に、つねに位置づけられていた。警察官という役割は国家権力の具現化であり、それに対抗する市民という役割は自由を実現する担い手の具現化であり、その限りにおいて警察官と市民は恒常的に役割が分断されており、権力という役割と市民という役割は、何らかの意味において支配と被支配の関係に固着化されてきた。

しかし状況的分権化、すなわち分権型社会はこの役割の固定化にクサビを入れる。例えば、権力なら権力という役割の内部で状況に応じて分権化＝非集中化が必要とされる。議会権力は、議会権力が保持している情報と決定権限を集中化してはならない[25]。政府の透明性、議会の透明性、政治資金の透明性など、政治権力の世界は透明性を求め始めている。

このように議会は単に市民との関係だけでなく、議会という権力もまた議会内部での情報公開を通して状況化される。

対市民との関係で見れば、住民投票という制度を取り上げることができる。議員が決定することに、選挙という方法以外の手段で住民の意思を議会に反映させることなど、つい先頃まで予想さえされなかった。住民投票という仕組みは、選挙のように義務的ではなく、争点によって、あるいは状況によって住民の意思決定への参加を求めている。議員たちに恒常的に意思決定の全権を委ねてはならないのだ。議会は構造化された意思決定システムだが、住民投票はまさに状況的に住民に決定権が分化された方法であり、その意味で状況的分権の典型といえよう。[26] この点については後で詳しく触れるとして、ここでは単に問題の所在を明らかにするだけに留めておくことにしよう。

三　私的領域の中の分権

ハンナ・アレント的にいえば、私的領域は経済の世界であり、家計の世界でもあった。その意味で、精神的自由を追い求める政治の世界からすれば、経済の世界、すなわち私的領域は奴隷の世界であり、自由よりも拘束の世界であった。このことを彼女は次のように述べている。「もともと『欠如している』private という概念を含む『私的』"private" という用語が、意味をもつのは、公的領域のこの多数性にかんしてである。完全に私的な生活を送るということは、なによりもまず、真に人間的な生活に不可欠な物が『奪われている』deprive ということを意味する[27]」。

このように、私的領域は彼女の判断によれば、否定的な意味しか与えられてはいない。しかし哲学者の意見としては、その判断の妥当性は否定できないかもしれないものの、政治学的な判断の中では、私的という概念は公的領域に対抗する自由の領域として理解することも許されるに違いない。その結果、ともすれば私的領域は権力と一定の距離を置いて維持され、私的個人の自由裁量が可能な限り許された領域として認識される傾向が強い[28]。例えば、ホッブスは『リヴァイアサン』の中で、公的領域の問題に特化して政治的規制を問題としたのに対し、アダム・スミスは『諸国民の富』の中で、私的領域の問題に特化して、経済的自由を問題した理解すれば、この違いの中に私的領域の特性を理解すること

ができる。[29] しかし私的領域を問題にする場合、公的領域には、私的領域とは根本的に異なった問題が浮かびあがってくる。では、その問題とは何か。

公的領域、すなわち政治の領域は、ほとんど意識されてはいないが、資源を生産する世界ではない。公的領域は私的領域が生産した資源を収奪し、消費し、再配分する機能しか保持してはいない。実は、この点にこそ政治学がもっと深刻に取り上げあげるべき政治の特性が存在している。政治は資源、すなわち財を生産することはない。だからこそ、イーストンは政治を「希少価値の権威的配分」と定義した。この定義の中には、価値の配分は明記されているが、価値の生産については触れられてはいない。確かに、政治自身が財を持たない訳ではない。例えば権力や権限、さらに日常的具体性を持たせていえば徴税権や警察権などの支配という資源を固有に保持していることは否めない。しかし、それら政治に固有な資源である権力を組織的に維持するためにも、その経費は徴税という手段によって私的領域で生産された財を収奪することによって購われた。[30] ハンナ・アレント的にいって、公的領域が自立するためには、オイコノミーとして経済が私的領域で成立していなければならなかったし、その自立した私的領域を基盤として公的領域が存続し得たのだ。このように本来的な公的領域の特性は、二一世紀の今日にも顕著に見える現象であり、政府は財源としうる資源さえ自己生産することはなく、私的領域に存在する企業や個人から税として収奪しているに過ぎない。

私的領域が持っている複雑性とは、私的領域は消費の世界なのか、それとも生産の世界なのかという認識の問題にある。当然、私的領域に帰属する最大の組織は企業であり、生産の現場に他ならないものの、他方、私的領域に存在する個人はまた、企業が生産した財の消費者なのだ。

私的領域に存在する個人を生産の単位で見るか、あるいは消費の単位でみるかによって、私的領域の性格付けは大きく異なってくる。というのも、消費はあくまでも個人的行為に過ぎないのに対して、生産は個人が集団でおこなう組織的行為にあたる。消費はあくまでも個人の隠された領域の世界だ。[31] 確かに個人の各世帯が、家庭内でどのような食事をするかは、何人も関与できない性質のことがらに属している。しかし生産はそうではない。例えば、同一労働、同一賃金という政策にしろ、生産者は集団で行動する。この場合、生産者というよりも労働者と定義した方が状況の理解には

より適切であるかもしれない[32]。

労働者は組合という組織を持つが、消費者は例外的に生活共同組合などの事例を除いて組合という組織をもつことは、ほとんどない。ハンナ・アレントが『人間の条件』の中で想定している経済、すなわちオイコノミーは自給自足の世界であったが[33]、自給自足の世界は、生産者が同時に消費者である世界であり、生産者、すなわち労働者と消費者が分離されることがなかった世界を意味している。しかし、アダム・スミスの描く『諸国民の富』は、生産者の世界であっても、消費者が積極的に登場することはない。端的にいえば、供給サイドの経済学なのだ。例えば、マルクスの『資本論』[34]をつぶさに読んでみても、そこには労働する人々の生産活動は描かれているが、では生産された商品を誰が、どこで、何時消費するかは、まったく描かれてはいない。昼間の労働活動はみごとに分析されているが、夜間の消費活動はまったく描かれてはいない。それに対して、ケインズの『一般理論』[35]は需要を喚起する論理、例えば有効需要といった論理で埋め尽くされている結果、労働以後の世界しか、描かれてはいない。そのため、ケインズの世界の中では、誰が労働活動に従事しているかは、まったく不明なままだ。その意味で、比喩的にいえばマルクスの経済学は昼の経済学だとすれば、ケインズは夜の経済学だと表現することも可能かもしれない。というのも、人々は昼に生産し、夜に消費するからだ。しかし通常、人々は昼（生産）の経済学に、より強く注目する。

近代産業社会は、この生産と消費を分離してきた社会であった。通常、消費はまったき意味で私的行為だと理解されているが、問題はハンナ・アレント的にいった場合のオイコノミー、すなわち経済的領域における生産の問題だ。そこで議論を整理する意味で、私的領域を消費ではなく、生産に限定して分析を加えてみることにしよう。問題はこの時点から発生してくることになる。問題は、端的にいって二つある。第一に私的領域もまた、公的領域と同質の権力の世界という構図を描き始めるという問題であり、第二に、私的領域にも権力構造がある以上、構造的分権問題に加えて状況的分権問題が存在するという点だ。

私的領域における構造的分権とは何か。生産の場における権力関係は、疑いもなく労使関係に現れてくる。資本家階級と労働者階級の対立は、私的領域における権力関係を集約して表現しており、その限りにおいて支配者＝権力者であ

る資本家は権力の独占化を図る一方、それに対して被支配者＝非権力者である労働者は独占された権力の奪取を試みる。労働者にも一定の権限を配分する政策は、民主化とともにすすんできていることは、よく知られている。例えば、労働時間の規制、労働環境の整備、就業規則の完備など、労働者保護はそのまま、私的領域における権力の分散化、すなわち構造的権力の分権化そのものであった。

典型的な権力闘争は、企業の利益配分に見られる。いいかえれば、利益配分の多寡をめぐって労働者は賃上げを要求することになる。実は、ハンナ・アレントの『人間の条件』の中で描かれている私的領域は、自給自足の世界に等しい結果、私的領域そのものが私的権力構造を持つという展開を積極的には示してはいない。それよりも、私的領域における構造的分権化問題を公的領域＝政治的領域に転化させ、その結果、本来公的領域が基本的機能として果たすべき人間の自由という一種哲学的課題を喪失させたと論じている。マルクスは典型的な労働という私的領域を、革命的行為という行為を通して公的領域から解放しようとした。そのことについて、ハンナ・アレントは「…カール・マルクスは、結局のところ、公的領域全体の『死滅』を予言もし、期待もした」[36]と述べている。

この経緯は、やや単純化した図式であるが、社会主義運動と労働運動の相違に起因していると考えてもあながち間違いではない。ともすれば、社会主義運動と労働運動は同一物とみなされる傾向が強いが、思想史的に詳しく分析してみると、両者は決して同一のものではないことに気づく。というのも、社会主義運動の担い手が多くの場合、労働者であったからだ。社会主義運動は公的領域のあり方を問う思想運動であるのに対して、他方、労働運動は私的領域での権力闘争以外の何物でもないものの、このように社会主義運動と労働運動はその働きをつかさどる領域が明白に異なっていたのだ。

このように労働者政党と社会主義政党はそのイデオロギーが相違するはずであり、労働者党は私的領域に属する労働者の利益を擁護する団体が取り組む経済運動の担い手であるのに対して、社会主義党は公的領域の権力構造のあり方を革新する政治団体であり、政治運動の担い手であるはずなのだ。この問題はテキスト風の理解に留め、本来の議論に戻れば、私的領域でさえ私的権力によって構造化された支配システムであることを確認しなければならない。

私的領域の構造的分権化は、それなりに理解が容易であるかもしれない。しかし私的領域での状況的分権も、同時にきわめて重要な課題となり始めている。構造的分権は、権力の分散化を目的とした制度であったとすれば、公的領域にも、そして私的領域にも権力分散化の方向は、必然的な流れとなってくるが、それと同時に状況的分権も公私の領域を横断して、顕在化してくることになる。

この状態を理解するためには、権力の性質を確定しなければならない。権力といえば、ともすれば暴力的な権力関係を想定しがちだが、しかし分権型社会とは単に物理的な権力の分散化を目的とするだけではなく、支配を実体化する一切の資源の集中化を阻止する思想を集約している。再度確認しておけば、分権型社会とは一部の人が権限や、情報、就業などの資源を独占してはならない社会を意味していた。物理的暴力は支配を実体化する資源そのものであることは当然のことだとしても、現在では、情報の独占もまた支配を実体化する資源の一つに数えられている。情報化社会とは、情報が価値をもつだけではなく、情報という手段を通して、意思決定が透明性を高めることを期待されている社会でもある。例えば、私的領域の中で、情報の透明性を高めるために求められている条件は、当然、情報の公開にある。

情報の公開は、単に公と私の間の関係ではなく、私的領域の中においてさえ、厳しく要求されている原理なのだ。例えば、私的領域に位置する民間の医師は医療情報を独占している。その意味で、情報支配者であると見なすことができる。その結果、医療情報は医師の対極に位置する患者に公開されることはなかったが、これなど情報という支配資源の独占化を追認してきた歴史そのものとなっている。私的領域においては、医師も私人であり患者も私人であり、双方とも私的領域に位置しているのだ。[37] 私的領域に属する二人の関係が、情報を通して医師と患者という支配に構造化されてきたことに対する反省は、情報の公開を私的領域においてさえ必要としていることを端的に物語っている。

同じことは、環境問題にも適用できる。生産活動は、私的領域に帰属する民間の企業が独占的におこなうことのできる経済行為であった。しかし生産が環境を汚染してはいないかどうか、環境という資源の消費を企業が独占していた形態が、現在では厳しく問われている。確かに環境という資源の消費が生産活動だけに留まっている時代は、それなりに問題の所在を確認することが容易であったかもしれない。それに対して、生活廃棄物が環境を汚染し始めると、加害者＝

支配者と被害者＝被支配者の関係は、きわめて状況的であり、この関係を労使関係のように構造的に規定することは不可能となってくる。[38] さらに男女雇用機会均等問題に関しても、同様のことがいえる。再度繰り返せば、分権型社会とは、一部の人々が資源を独占してはならない社会を意味していた。男性という性が職場を独占しているとすれば、それは性関係を通した支配に他ならない。就業という資源が、男性に独占されていた社会は、就業の男性集中化社会であったとみなすことができる。その結果、就業という資源の分権化、すなわち非集中化を実現するには、職場を女性に解放しなければならない。性による支配と独占と、そこから生まれる性による資源の集中問題は、ジェンダー問題の根幹をなしている。[39]

では、女性に対して男性と同様の就業機会を保障するには、どのようにすればよいのか。雇用の機会を平等にする、あるいは労働の条件を均一にするといった方法で、両性を平等にすることは、組織的整備を通して、それなりに容易いかもしれない。しかし、状況的関係となると性の平等、すなわち性をめぐる分権型社会の実現は、きわめて困難であることも容易に推測することができる。例えば、家庭での平等をどのように実現するのかは、きわめて状況的であり、資源の独占を排斥する可視化できる装置は、なかなか発見し難い。性の相違を超えて一切を能力の差異で判断すればよいのか。さらに、男女の役割分担の固定化を、誰が阻止するのか。当然、阻止する主体は、決して構造化された権力であってならない。その意味で、問題はきわめて状況的なのだ。当然、ここで問題にされている男性も女性も、性という関係において、まったき意味で私的領域に帰属している。

このように、分権型社会は二つの意味を持っている。それは第一に、公的領域において状況的分権が問題になっている状況を意味している。しかしそれだけに留まらず、第二に私的領域においてさえ、構造的分権が存在し、そのような構造的分権に加えて、私的領域もまた、状況的分権を持てているという意味だ。分権型社会における市民による公共性の構築問題を考える場合、分権型社会の二重の意味を念頭に置いておく必要があるといえよう。

四　現代社会の中の分権

公的領域と私的領域の双方に、共通して見られる現象は、以下の二点であった。それは、第一に公的領域、私的領域に関係なく、それらの領域は権力と支配の構造を保持していたという点であり、第二にこれ双方の領域にとって、現在最も深刻な問題は、状況的分権をどのように実現していくのかという問題であった。そこで二つの領域の特性を図示しておけば、図Ⅰのように表すことができる。

これらのマス目の具体的事例を見よう。例えばマス目Aでは、構造的に政治権力のあり方を規定した国家権力を分立化する方法であり、また対地方との関係では地方分権の原則などを上げることができる。さらにBのマス目に属する事例としては、権力との関係を状況的に規定し、その都度、権力のあり方を問い掛ける方法であり、情報公開や住民投票制度などを挙げることができる。

図Ⅰ　構造的分権と状況的分権

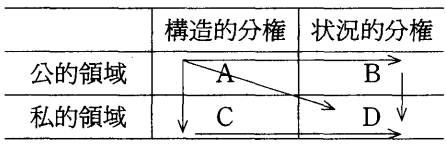

同様に、マス目Cは私的領域の中で構造化された権力関係を意味しているが、労使関係をその典型的な事例として取り上げることができるし、さらにマス目Dは私的領域の中で、例えば私人としての医師と患者の間における情報公開に関する問題や、同じく私人としての性の差異を越えた男女共同参画社会の有り方などを挙げることができる。

単純化して整理すれば、近代民主主義は図Ⅰのマス目を下方・右方に移動することをもって民主化と呼んできたのかもしれない。AからCへ、AからDへ、そしてAからDへ、さらにBからDへ、CからDへというマス目の移動こそ近代の民主化過程であったともいえよう。その意味で、このマス目の前提とし、今一度マス目の移動に分析と加えてみることにしよう。

再度確認すれば、構造的分権は民主主義の歴史そのものであり、まさに政治の歴史はこの構造的分権の実現を求めてきたといってよい。さらに意識の中に埋め込まれた民主主義論からすれば、ともすれば公的領域における構造的分権だけが、すぐれて政治的関心の対象でしかなかったのだ。

マルクスは私的領域における権力関係、すなわち労使関係の中に搾取という収奪構造を発見し、それを公的領域の問題に重ね合わせた思想家であった。しかし、マルクスの思想でさえ、最終的には国家の死滅を予想し、その結果共同体思想に社会主義の理想を求めたことを振り返ってみると、実はマルクスの最大の関心事は私的領域の解放にあったといってよい。ハンナ・アレントからすれば、精神の偉大な解放としての公的領域の存在を否定するマルクスは、一面では人間における思想の自由と精神の解放を放棄した思想家として攻撃すべき存在であったかもしれないのだ。

しかし、現代という時代の基底に据えた場合、現場では公的領域と私的領域を通分して、状況的分権化が激しく求められていることが理解できる。この時点で、わたしたちは民主主義のあり方を再定義しなければならない。その起点は、あまりにも民主主義を固定的に公的領域における構造的分権問題として捉え過ぎてきたのではないかという反省にある。

ただ一点、構造的分権と状況的分権における差別のあり方について確認しておかなければならないことがらがある。分権それ自身は、典型的な民主主義の原則をなしている。そこで構造的分権をすすめる民主主義を構造的民主主義と呼び、状況的分権をすすめる民主主義を状況的民主主義と呼ぶとしよう。この両者には決定的な民主主義の運営に対する装置の相違がある。その相違は、以下の通りだ。すなわち、権力が構造的であればあるほど、民主主義の働きの中で、当該権力の持つ差別性に対して制裁を加えるにあたって、構造的に対処することができる。例えば、三権分立を犯せば、議会や選挙という手段によって、一定の制裁が加えられる。このような制裁のあり方もまた、構造化される。

それに対して、民主主義が状況的であればあるほど、差別性に対処する装置が見つけにくい。例えば状況化された分権の中で、私人と私人の間における情報公開の理念を犯した場合、あるいは男女共同参画社会の理念を犯した場合、議会権力や警察権力のように直接的、かつ具体的に当該加害者に制裁を加える手段は存在しない。確かに民主主義的発想からすれば、このような状況的差別も撤廃しなければならない。しかし、この差別のために議会権力や警察権力が直接私人間に介入することはないし、いやむしろそのような直接的な介入は回避しなければならない。というのも、そのような直接介入は、それ自身非民主主義的な方法に他ならないからだ。

では誰がどのようにして、状況的分権を保障し、状況的民主主義を実現していけばよいのだろうか。当然、そこに必用とされているのは、市民的自覚であり、市民的解決という市民の手による分権の保障という手段以外に、方法ない。このように状況的な分権は、民主主義の一つのあり方であるにも拘わらず、その実効性は何らかの構造的装置に委ねられるものではなく、市民自らの手によって解決されなければならない。構造的分権は、一面、対処が容易である。何故なら、構造的分権がもたらす問題については、何らかの組織権力が介在して問題の解決に当たることができるからだ。しかし状況的分権は市民の力によってしか、解決できない性質のものだ。[40] そしてまた、この分権と民主主義は、現場という社会の中で解決されなければならないのだ。この点に、現代社会の重要性が隠されている。[41] 現場の中で、状況に応じて民主主義を実現する、そのことがまさにローカル・イニシアティブ（現場主義）の思想を必要とする現代社会の本質そのものなのだ。[42]

このような問題を念頭において、再度、状況的分権に戻ってみよう。現場主義においては、公的領域性の問題と私的領域性の問題という領域性の確定を問題にする以前に、構造的分権か、あるいは状況的分権かが鋭く問われ始めている。現在の民主主義の原理は、公私の領域性の差異を超えて、状況的対応を求められ出していることに、もっと注目しなければならない。

では、なぜ民主主義の状況的対応がこれほど問題になってくるのだろうか。その要因として、民主主義が社会化したためだと理解することができる。この場合の社会化とは、機能的社会化と地域的社会化の二つの場面を想定していることを確認しなければならない。

民主主義の機能的社会化とは、いったい何を意味するのだろうか。図式的にいえば、社会が貧困であった場合、権力、それも政治的権力の奪取こそが問題となった。すでに述べたように、公的領域、すなわち政治の領域は財を生産することはなく、税という形で私的領域、すなわち経済の領域が生産した財を収奪する以外、公的領域は生産活動に直接関与することはない。その意味で、公的領域の機能は、財の収奪機能と財の再配分機能に特化されている以上、短絡する結論を恐れずにいえば、公的領域は財の権力的消費という機能に特化されている訳だ。

そのため、権力奪取は財の収奪機能の独占を図ることにつながってくる。その意味で、貧困な社会は権力奪取に向かい、権力を奪取することによって自らに有利な財の再配分をおこなう必要がある。当然、社会主義運動を機軸とした革命運動もまた、この構図から自由であった訳ではない。

しかし社会が一定程度ゆたかになってくると、公的領域が独占的に持つ権力の奪取という働きは、市民の関心から薄れてくる。民主主義が公的領域の制度的要求、すなわち権力奪取の制度を民主的に構築していくよりも、さらに強い市民的関心が私的領域の民主化に向かう。すでに述べたように、私的領域でさえ権力の構造を保持していたし、その権力の行使に民主的な手段を求め始めるのだ。具体的にいえば市民間の情報公開、男女間の性的分業がもたらす差別の撤廃などが、私的領域の中で民主化要求として現実味を帯びてくる。

このような状況を指して、民主主義の機能的社会化と呼ぶことができる。すなわち、本来的に公的領域の運営をつかさどる方法として広く理解されてきた民主主義という機能が、公的領域の運営をつかさどる方法だけに留まらず、いやむしろ公的領域ではなく、私的領域の運営をつかさどる方法として認知され始めている。端的にいえば、民主主義が公的領域の機能から私的領域の機能に転化する働きをもって、民主主義の機能的社会化と呼ぶことができる。このように、民主主義は必ずしも明確に組織化された民主主義の制度要求に直結する訳ではなく、状況の中で民主的な手段と方法が求められ始めているのだ。(43)

他方、地域的社会化とは、生活の現場が地域社会に密着してくることを指している。議会の制度的民主化よりも、高齢化社会の問題、環境問題、過疎化問題など、現場が持つ諸問題こそ市民の第一義的関心となってくる。この過程にこそ、現代社会が特徴とする現場主義の思想が誕生する条件が存在している。

現場は構造化されてはいない。問題のあり方によって個別具体的に対処しなければならならない。それが現場であり、生活問題の基本的構造をなしている。国家という組織的枠組みが変容するなかで政治的課題はますます現場化し、地域化していく状況は、日本の政治状況を見ただけでも、容易に確認することができる。(44) 高齢化社会における介護する側の人権問題と、介護される側の人権問題は現場で摩擦を起こし、(45) また環境汚染に対する廃棄物を出す側の論理と、それを

処理する側の論理は現場で摩擦を起こしているのだ。

実は、機能的社会化と地域的社会化は、同一物の二側面であるといえる。というのも、これらの生活要求に関わる問題は、分権型社会の意思決定という方式でしか対処できないからだ。すなわち、介護する側とされる側のどちらにも決定権力が集中してはいけない。決定権力といえばやや不適切であるとすれば、決定権限と呼び変えてもよい。職場、地域、家庭、教育、男女共同参画など、現場主義に根ざした要求は、ますます状況的対応を迫られる問題となってくる。上記の図式でいえば、マス目Dの問題が、きわめて顕著になってくる訳だ。

このような図式は、民主主義の社会化という表現では、それなりの誤解を生む危険性がある。というのも、確かに経済民主主義と呼ばれ、経済の領域、すなわち私的領域に対して民主主義が展開される場合もあるが、基本的には民主主義はあくまでも公的領域に帰属する制度枠組みとして理解されているし、どちらかといえば、その方が主流に近い。民主主義はもっぱら公的領域にのみ存在するという考えがもつ危険性、すなわち私的領域への配慮を欠如させるというを回避するには、分権型社会という表現がより適切だといえよう。分権型社会とは、一部の人々が権力、情報、職業、その他の資源を独占してはならない社会を意味していた。分権の思想は、すでに述べたように権力分立の思想ではない。構造化された条件での権力のあり方を問うのが、権力の分立であるとするなら、状況化された条件で権力のあり方を問うのが、分権型社会であった。

この状況化された権力の非集中化は、当然のことながら公的領域と私的領域の双方に通分して見られる条件であった。現場は、まさに状況化された条件の中で、生活の質の向上を求め始めている。現場に問題が存在し、現場で問題に対処する。この思想こそ、「地球的に考え、足元で行動しよう」というスローガンに他ならない。

しかし、それだけにまた問題は複雑化してくることは否めない。というのも、公的領域と私的領域の区分と、構造的分権と状況的分権の区分という二つの区分が交差する時点において、わたしたちは過度に構造的分権と状況的分権という二項対立の機軸に分析の視点を強く置き過ぎてはいないか。だとすると、公的領域と私的領域という二項対立の機軸をどのように据えなおせばよいのか。あるいは、公的領域と私的領域という二項対立の機軸がすでに意味をなさない条

件が、わたしたちの生活を支配しているのだろうか。[46]

一面、国家という制度枠組みの中では、それなりに公的領域と私的領域の認識的区分は容易であったかもしれない。しかし、問題が現場化し、ローカル・イニシアティブ（現場主義）の思想が一層強く求められる現在において、現場は公的領域と私的領域の区分をそれほど強く求めているのだろうか。公的領域の問題か、あるいは私的問題の領域の認識的区分以上に、課題そのものが鋭く住民の意識の上に上ってくるのではないだろうか。

にも拘わらず、公的領域と私的領域の認識的区分は、必要不可欠であるに違いない。[47]その確認は、今後の課題として、「分権型社会」そのものの構造を明確にしておく必要がある。わたしたちは、この状況的分権という条件の下にある分権型社会の中で、生活の基盤を築き上げていることを忘れてはならない。

ローカル・イニシアティブ（現場主義）は、抽象的な概念であり、同時に具体的な概念でもある。すでに述べたように、現代社会が持つ現場主義の思想は、状況的にその現場で民主主義を実現することであった。その限りおいて、与えられた状況下で、民主主義のあり方を理解する意識の層が市民の間に共有されていなければならない。分権という民主主義のあり方を状況的に理解する意識の塊が民主主義の現われを具体化していなければならないのだ。

わたしたちは分権型社会全体の構造を確認することができたが、それは同時に、公的領域に加えて私的領域のあり方にもっと関心を払う必要性があることをも、わたしたちに迫っている。[48]国家から現場へ、この重心の移動を示す現代にあって、分権型社会の構造を明らかにすることこそ、政治学の第一儀的役割をなしているといえよう。その過程では、当然、新たな政治の概念を創造する必要性がわたしたちに迫っているに違いないのである。

注

（1）『社会学小事典』（有斐閣　一九七七年）、「社会」の項目。一四八ページ。

（2）権力の概念自体が、多様性にとんでおり、一概に定義することは難しい。権力を個人の関係と見るか、それとも集団の関係と見るか、様々な考え方がある。他方、権力の内容についても、理念的に権力を理解する考えもあれば、経験的に権力を理解する考え方も

ある。

(3) 権力概念は、実に多岐にわたり、一概に説明することは、不可能に近い。そこで一つの対極をなす文献を紹介するに留めておくことにする。例えば、杉田 敦『権力の系譜学 フーコー以降の政治理論』(岩波書店 一九九八年)は、思想的関係としての権力を問題にしているのに対して、盛山和夫『権力』(東京大学出版会 二〇〇〇年)は、計量的関係として権力を問題にしている。この著作では、通常政治学のテキストで使用されている権力概念を使っている。権力関係については、篠原 一、永井陽之助編『現代政治学入門〔第二版〕』(有斐閣 一九九九年)、九ページを参照。

(4) 社会科学は人間と人間の関係を分析することを目的としている。その場合、ナマ身の人間を分析することはきわめて困難である以上、人間と人間の間に介在する媒介変数を挿入するとで、人間関係の理解を図ろうとする。経済学では、人間の人間の間に、商品を媒介した関係としてとらえるし、社会学では、役割を媒介とした関係としてとらえる。それに対比した場合、政治学では権力を媒介とするが、この権力が一番抽象的で計量的な理解が困難だ。ここでは、権力を実体化した支配を媒介とし、支配という機能を実体化する資源を持った人と持たない人の関係として、権力関係と定義しておくことにしよう。ウェーバー『支配の社会学』(創文社 一九六〇年)、参照。

(5) イギリスの近代史については、松浦高嶺『イギリス近代史』(山川出版 一九七〇年)を参照。

(6) 例えば、株式会社は誰のものかという点について、分析した文献がある。この文献から見ても判断できるように、本来株式会社とは株の大衆所有によって成立している。*cf.*, Adolf.A. Berle, Jr., and Gardiner C. Means, *The Modern Corporation and Private Property* (The Macmillan 1932). 北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』(文雅堂銀行研究所 一九七九年)。

(7) アメリカの近代史については、斎藤 真『アメリカ近代史』(山川出版 一九七八年)を参照。

(8) 多元主義、コーポラティズム等に関しては、以下を参照。Robert A. Dahl, *Regimes and Opposition* (New Haven: Yale University Press, 1973), Arendt Liphart, *Democracy in Plural Society: A Contemporary Explanation* (New Haven Yale University, 1977). 内山秀夫訳『多元社会のデモクラシー』(三一書房 一九七九年) Robert A. Dahl, *Polyarchy: Participation and Opposition* (New Haven: Yale University Press, 1971). 高畠通敏・前田 修訳『ポリアーキー』(三一書房 一九八〇年)。石田 徹『自由民主主義体制分析 多元主義・コーポラティズム・デュアリズム』(法律文化社 一九九二年)。

(9) 地方分権を中心に、日本の地方自治を分析した文献は、数限りなく目につく。その中で、地方自治の新しい見解を開いたものとして、村松岐夫『地方自治』『現代政治学叢書 一五』(東京大学出版会 一九八八年)は、必読である。

(10) *cf.*, Danny Burns, Robin Hambleton and Paul Hoggetto, *The Politics of Decentralization: Revitalising Local Democracy*

(London: The Macmillan Press Ltd., 1994).

(11) アジア太平洋地域における分権問題については、薮野祐三編著『アジア太平洋時代の分権』（九州大学出版会　二〇〇二年）に詳しい。また、アジアの地方自治制度については、森田朗『アジアの地方自治制度』（東京大学出版会　一九九八年）、参照。

(12) アジアの都市に関しては、以下を参照。矢田 俊文・朴 仁鍋編著『国土構造の日韓比較研究』（九州大学出版会　一九九六年）、松原 宏編著『アジアの都市システム』（九州大学出版会　一九九八年）、今里 滋編著『アジア都市政府の比較研究』（九州大学出版会　一九九九年）。

(13) 篠原 一、永井陽之助編『現代政治学入門〔第二版〕』（前掲書）、七～一三ページに、状況、制度、組織の三つのレベルで政治を分析する方法論が展開されている。例えば、市場が制度だとすると、企業は組織にあたるという説明が、上記個所に述べられている。本書では、この三つのレベル分けを参照にしたが、制度を排除し、状況と組織の二つのレベルで、分析をすすめている。

(14) 役割期待に関しては、以下を参照。George H. Mead, *Mind, Self and Society* (Chicago: University of Chicago Press, 1934). 稲葉三千男・滝沢正樹・中野 収訳『精神・自我・社会』（青木書店　一九七三年）。

(15) 例えば、松井茂記『情報公開法入門』（岩波新書　二〇〇〇年）を、参照。ただこの本は、市民の間での情報公開を問題にしているのではなく、あくまでも行政が市民に対して公開する情報に関する分析に割かれている。後でも分かるように、この著作は単に、市民対行政関係の情報公開を問題にしているのではなく、市民対市民との関係での情報公開も問題にしている。

(16) 水野 肇『インフォームド・コンセント』（中公新書　二〇〇一年）、参照。

(17) 公的領域、私的領域の区分自体を明確にするためには、もうひとつのペーパーを必要とするだろう。ここでは、単にハンナ・アレントの『人間の条件』（筑摩文庫　二〇〇二年）に依拠し、公的領域を政治的領域、私的領域を経済的領域と捉えることにしておく。ただ一点、注意しておくべきことは、この図式からすれば、私的領域は政治が関与しない領域となってしまう。政治経済として、政治と経済が一体として理解される現在、私的領域をも政治学的に分析しようとしたのが、このペーパーであり、その意味で政治の意味はやや広く理解されている。しかし、本文の中で、政治の概念の中に政治の概念を包含させることによって、この隘路は克服されている。

(18) 一九九五年の阪神淡路大震災の時も、ボランティアが全国から救援に現地を訪れた。だからといって、これら多くのボランティアが選挙に、あるいは投票に熱心だとはいえない。彼らは、選挙を通して現場を見るのではなく、直接現場に赴く。

(19) ここで意味する「公的領域」と「私的領域」は、ハンナ・アレントが『人間の条件』（筑摩文庫　二〇〇二年）の中で、区分した領域を意味しており、典型的には公的領域は政治的領域を、私的領域は経済的領域を指している。

(20) アダム・スミス『諸国民の富』(四)(前掲書)「第五編　主権者または国家の収入について」「第一章　主権者または国家の経費について」五七ページ以下を参照。

(21) 公共事業については、五十嵐尊喜・小川明雄『公共事業をどうするか』(岩波新書　一九九七年)、日本行政学会『公共事業の改革』『年報行政学三五』。また建設国債についての問題点については、山田治徳『建設国債の政治経済学　なぜ投資国債論を提唱するのか』(日本評論社　二〇〇〇年)、参照。

(22) 例えば戦後日本に限っても、一九六〇年の安保闘争、あるいは一九七〇年の大学紛争にしても、当然のことだが、最終的には国家権力の勝利に終わっている。

(23) ここでも確認しておく必要があるが、ハーバーマスが市民と呼ぶ時には、公的領域に帰属した人々を指している。というのも、ハーバーマス的には公共性とは公的領域を意味しており、この公共性を創造するのが、市民に他ならないからだ。そのため、ここでも個人は私的領域に帰属し、市民は公的領域に帰属していると考えることができる。詳しくは、J・ハーバーマス『公共性の構造転換』(未来社　一九九八年)、参照。

(24) *cf.* C.B. Macpherson, *The Real World of Democracy* (London: University of Oxford Press, 1966). 粟田賢二訳『現代世界の民主主義』(岩波新書　一九六七年)。この著作は、当時民主主義がどのような形で論じられていたかを如実に著している。その意味で、きわめて興味ある文献だといえよう。

(25) この点に、上記松井茂記『情報公開法入門』(前掲書)は、詳しく分析のメスを入れている。

(26) 今井一『住民投票　観客民主主義を超えて』(岩波新書　二〇〇〇年)、上田道明『自治を問う住民投票　抵抗型から自治型への運動へ』(自治体研究社　二〇〇三年)。

(27) ハンナ・アレント『人間の条件』(前掲書)、八七ページ。

(28) このような私的領域への判断は、ひとえに公的領域の性質に依存している。公的領域がつねに解放の空間を意味しているのであれば、私的領域は否定の対象でしかないかもしれない。しかしひと度、公的領域が抑圧の空間として機能すれば、私的領域は解放の空間に転じることができる。ただ、ハンナ・アレントの『人間の条件』を精読する限り、独裁をもしのぐ活動の自由なあり方を保障された領域として、公的領域を意味付けている。その限りにおいて、抑圧の装置として堕落した公的領域への痛烈な批判が、彼女の言説の背後に隠されている。

(29) ハンナ・アレントは経済行為が家計を離れて市場化することに関して、次のように述べている。「…使用対象物が市場で商品となるとき、それは、その私的な使用から抜け出て、公的領域に姿を現すことになる」(同、二五九ページ)。その意味で、市場は公的領

域に帰属しているつ考えている。しかし、この考えを踏襲する限り、国家と市場という対立軸は、どちらも公的領域に帰属してしまう。また他の個所で、彼女は私的な生産が社会化され、その結果、公的領域と私的領域の境界が消滅すると述べている（同、九八ページ）。その意味で、家計から市場化された経済をどのように理解するのかについて、必ずしも明確な判断は、彼女の考えの中には存在しないといってもよい。しかし、この著作では、概念的に、市場をあくまでも私的領域に帰属するという前提を取っている。

(30) ハンナ・アレントは公的領域に参入するにしても、私的領域で生産された富、ないし財産を基礎と見なしている。ハンナ・アレント『人間の条件』（前掲書）、九〇～九一ページ。

(31) 消費の社会学的分析については、フランス社会学者のJ・ボードリアールの著作は必読である。Jean Baudrillard, *Le systeme des objets* (Paris: Edition Gallimard, 1978). 宇波 彰訳『物の体系』（法政大学出版会 一九八〇年）、*Jean Baudrillard, Pour une critique de l'economie politique du singue* (Paris: Edition Gallimard 1972). 今村仁司・宇波 彰・桜井哲夫訳『記号の経済学批判』（法政大学出版会 一九八一年）、Jean Bardrllard, *La minoir de la production* (Paris: Edition Casterman 1973). 宇波 彰・今村仁司訳『生産の鏡』（法政大学出版会 一九八一年）、Jean Bardrillard, *La societe de consommation: ses mythes, see structures* (Paris: Gallimard, 1970. 今村仁司・塚原 史訳『消費社会の神話と構造』（紀伊国屋書店 二〇〇二年）。

(32) デュルケムの『社会分業論』を読んでみても、生産は社会的であることがよく理解できる。*voir*, Emile Durkheim, *De la division du travail social: Etudeur l'organsation des societe superieures* (Paris. PUF, 1960). 田原音和訳『社会分業論』（青木書店 一九七一年）。

(33) ただし、彼女は時代が近代に下がるにつれて、経済が社会化することを述べている。そのため、オイコノミーは家計を超えて社会化することを論じている。ハンナ・アレント『人間の条件』（前掲書）、一五一～一五六ページ。

(34) マルクス『資本論』（一）～（九）（岩波文庫 一九九五年）。

(35) ケインズ『雇用・利子および貨幣の一般理論』（東洋経済新報社 一九九五年）、参照。

(36) ハンナ・アレント『人間の条件』（前掲書）、八九ページ。

(37) 水野 肇『インフォームド・コンセント』（前掲書）、参照。

(38) これを地球政治から見た場合、ガヴァナンス論として、最近しきりと論じられている。*cf.* James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel eds., *Governmence without Government: Order and Change in World Politics, op. cit.*

(39) *cf.*, Jennifer Brown & Frances Heidersohn, *Gender and Politics: Comparative Perspectives* (New York: ST. Martin's Press LLC., 2000). Helena Hirata, Francoise Laborie, Helene LE Doare et Daniele Semotier, *Dictionaire critique du feminisme* (Paris:

Press Universites de France, 2000). 志賀亮一・杉田和子監訳『読む事典　女性学』（藤原書店　二〇〇二年）、田崎英明『ジェンダー／セクシュアリティ』（岩波書店　二〇〇〇年）、竹村和子『フェミニズム』（岩波書店　二〇〇一年）。なお、上記の『読む事典　女性学』は項目別に女性問題が語られていて、きわめて示唆にとんだ文献である。

(40) 実は、この点が分権型社会の最大の課題であり、分権型社会は秩序を保たない場合の制裁をとることができない。その意味で、分権型社会にこそ、自治の思想こそ、より一層強く求められるといえよう。

(41) 藪野祐三「民主主義」、『新版　政治学がわかる』『アエラ・ムック』（朝日新聞社　二〇〇三年）、所収。

(42) 藪野祐三『ローカル・イニシアティブ―国境を超える試み―』（中公新書　一九九五年）、参照。

(43) 民主主義も組織としての民主主義と考えれば、民主主義は議会現象にしかあてはまらないが、状況としての民主主義、あるいは手続きとしての民主主義と考えれば、生活の隅々まで、民主主義は浸透していると考えられる。この点について、同右、参照。

(44) 神野直人『地域再生の経済学』（中公新書　二〇〇二年）、参照。

(45) 近代社会は、人権問題といえば一〇〇パーセント人権が擁護される状態を想定している。しかし民主主義が機能化し、地域化する場面では、人権を犯す人と犯させる人の関係がきわめて状況的になってくる。本文でも触れたが、介護される老人の人権問題は話題にのるが、介護する側の人権は、それほど問題にならない。介護する側の人権を思い起こす限り、介護する側とされる側の双方に、一〇〇パーセントの人権は保障し得ない。何らかの意味で、この状況は人権のゼロ・サム的ゲームを描いている。実は、分権型社会では人権のゼロ・サム的状況こそ、問題とされなければならない。

(46) この問題に対処するために、第Ⅲ部が準備されている。

(47) この問題は第Ⅲ部で詳しく触れるが、歴史的に「公」の「私化」も、「私」の「公化」も成功してはいない。その意味で、「公」と「私」の領域は人間生活にとって不可欠のものであるに違いない。また、女性問題の中の公私については、ヘレン・ヒラータ他『読む事典　女性学』（前掲書）の中の「公的なもの対私的なもの」の項目を参照。

(48) やや矛盾するが、ハンナ・アレントの『人間の条件』に依拠する限り、公的領域だけが政治的であり、私的領域は経済的であると理解しなければならない。しかし、分権型社会を分析する中で、実は私的領域にもまた、政治が関与する必要性を発見することができた。その意味で、政治的という場合の政治の概念を新たに規定し直す必要があるといえよう。